

## 中期目標及び中期計画の変更（案）

○中期目標新旧対照表（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

○中期計画新旧対照表（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

独立行政法人国民生活センター中期目標の新旧対照表（案）

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">平成20年 2月29日  <u>(変更)平成21年 月 日</u>  <u>消 費 者 庁</u></p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行う機関として、平成15年10月に、それまでの特殊法人から独立行政法人化された。そして、平成16年に、消費者保護基本法が消費者基本法に抜本改正され、同法第25条において、センターは、消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等の中核的機関としての役割が明確に位置付けられた。</p> <p><u>平成21年9月の消費者庁の創設とともに施行された消費者安全法においては、センターについて、都道府県及び市町村に対し必要な援助を行うことや、消費者庁が行う消費者事故等の情報の集約・分析・公表に関して緊密な連携・協力を行う等の内容が規定された。</u></p> <p>消費者を取り巻く環境をみると、情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進み、消費者問題は多様化・複雑化し、消費者トラブルが増加している。また、最近の製品事故等を背景に国民の安全・安心に関する関心が高まっている。こうしたなかで、消費者が事業者<span style="color: red;">に比べ情報の質・量及び交渉力において不利な立場にあることから、その格差を縮小するために、センターは、消費者庁との緊密な連携の下</span>、国民生活に関する様々な情報の収集・提供等を行うことが必要である。</p> <p>したがって、センターが、独立行政法人化されてから平成20年3月までの最初の中期目標期間中の実績及び消費者庁の発足を踏まえ、平成20年4月からの新しい中期目標期間中に、引き続き、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について、質の向上を図りつつ効率的かつ効果的に実施していくため、この目標を設定する。</p>	<p style="text-align: center;">平成20年 2月29日            内閣府国民生活局</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行う機関として、平成15年10月に、それまでの特殊法人から独立行政法人化された。そして、平成16年に、消費者保護基本法が消費者基本法に抜本改正され、同法第25条において、センターは、消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあっせん及び相談等の中核的機関としての役割が明確に位置付けられた。</p> <p>消費者を取り巻く環境をみると、情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進み、消費者問題は多様化・複雑化し、消費者トラブルが増加している。また、最近の製品事故等を背景に国民の安全・安心に関する関心が高まっている。こうしたなかで、消費者が事業者<span style="color: red;">に比べ情報の質・量及び交渉力において不利な立場にあることから、その格差を縮小するために、センターが、国民生活に関する様々な情報の収集・提供等を行うことが必要である。</span></p> <p>したがって、センターが、独立行政法人化されてから平成20年3月までの最初の中期目標期間中の実績を踏まえ、平成20年4月からの新しい中期目標期間中に、引き続き、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について、質の向上を図りつつ効率的かつ効果的に実施していくため、この目標を設定する。</p>

変 更 案	現 行
<p>1. 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年とする。</p> <p>2. 業務の効率化に関する事項</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く）について、毎年度、前年度比3%以上の削減を図る。業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p>(2) 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、人件費の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政改革と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>(3) 給与水準について以下のような観点から検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>1. 中期目標の期間 センターの中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年とする。</p> <p>2. 業務の効率化に関する事項</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く）について、毎年度、前年度比3%以上の削減を図る。業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p>(2) 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、人件費の削減について引き続き着実に実施するとともに、「経済財政改革と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p> <p>(3) 給与水準について以下のような観点から検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>

変 更 案	現 行
<p>(4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>① センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用</p> <p>① 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。</p> <p>② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</p>	<p>(4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>① センターが策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用</p> <p>① 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。</p> <p>② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</p>
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>国、地方公共団体及び関係団体との適切な役割分担と緊密な連携を図りつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、複雑多様化する国民のニーズに応じて一層適時適切に業務を実施することに重点を置きつつ、以下に掲げる課題に取り組むものとする。</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析</p> <p>① P I O—N E Tの刷新 警戒すべき情報を早期に発見し、迅速な提供が行えるようにする</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>国、地方公共団体及び関係団体との適切な役割分担と緊密な連携を図りつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、複雑多様化する国民のニーズに応じて一層適時適切に業務を実施することに重点を置きつつ、以下に掲げる課題に取り組むものとする。</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析</p> <p>① P I O—N E Tの刷新 警戒すべき情報を早期に発見し、迅速な提供が行えるようにする</p>

変 更 案	現 行
<p>ために、業務の在り方を見直し、可能なものから早急に実施する。            全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O—N E T）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図る。            P I O—N E T刷新システム的设计に当たっては、業務体系を再構築したうで行う。</p> <p>② 「早期警戒指標」の整備            消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」を整備し、<u>消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等の関係機関等への迅速な情報提供を行う。</u></p> <p>③ 事故情報データベースの整備            事故情報データベースを整備し、<u>関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用する等、広範囲の消費者情報を収集する。また、情報分析能力を強化し、これら情報の有効活用を図る。</u></p> <p>④ 調査研究            消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O—N E T情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。</p> <p>(2) 国民への情報提供            ① 報道機関等を通じた情報提供            P I O—N E T等に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催する。</p> <p>② ホームページ、出版物等による情報提供</p>	<p>ために、業務の在り方を見直し、可能なものから早急に実施する。            全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O—N E T）を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図る。            P I O—N E T刷新システム的设计に当たっては、業務体系を再構築したうで行う。</p> <p>② 「早期警戒指標」の整備            消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」を整備し、<u>消費者や関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等の関係機関等への迅速な情報提供を行う。</u></p> <p>③ 事故情報データベース等の整備            事故情報データベース等を整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者情報を収集するとともに、情報分析能力を強化する。入力された情報は、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する情報とともに速やかに共有する。</p> <p>④ 調査研究            消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O—N E T情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。</p> <p>(2) 国民への情報提供            ① 報道機関等を通じた情報提供            P I O—N E Tに蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催する。</p> <p>② ホームページ、出版物、<u>テレビ番組</u>等による情報提供</p>

変 更 案	現 行
<p>ホームページ、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に関する情報を適時適切に提供する</p> <p><b>③ 消費者庁の行う注意喚起への協力</b>  <u>消費者庁が行う注意喚起について、可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。</u></p> <p>(3) 苦情相談  ① 苦情相談  苦情相談業務について、直接相談を実施しつつ、弁護士、専門技術者等専門家の活用により地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図る。</p> <p>② 個人情報の取扱いに関する苦情相談  個人情報の保護に関する法律の制定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、政府全体の個人情報保護に関する基本方針の策定を踏まえつつ、個人情報の取扱いに関する苦情相談機能の充実強化を図る。</p> <p>(4) 裁判外紛争解決手続の<b>実施</b>  消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の<b>改正</b>を踏まえ、裁判外紛争解決手続を<b>実施する</b>。</p> <p>(5) 関係機関への情報提供  <b>① 消費者庁への情報提供</b>  <u>消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、P I O - N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等を取りまとめた結果について、情報共有のための会議の場などを通じ、消費者庁と緊密な情報共有を図る。</u>  <u>さらに、消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う</u></p>	<p>ホームページ、出版物、テレビ番組等を通じて国民生活に関する諸問題に関する情報を適時適切に提供する。</p> <p>(3) 苦情相談  ① 苦情相談  苦情相談業務について、直接相談を実施しつつ、弁護士、専門技術者等専門家の活用により地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図る。</p> <p>② 個人情報の取扱いに関する苦情相談  個人情報の保護に関する法律の制定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、政府全体の個人情報保護に関する基本方針の策定を踏まえつつ、個人情報の取扱いに関する苦情相談機能の充実強化を図る。</p> <p>(4) 裁判外紛争解決手続の<b>整備</b>  消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法<b>改正案の成立状況</b>を踏まえ、裁判外紛争解決手続の<b>導入に向け、所要の整備等を行う</b>。</p> <p>(5) 関係機関への情報提供</p>

変 更 案	現 行
<p>② 地方消費生活センターへの情報提供 P I O - N E T 等の運営、苦情相談に係る緊急情報の提供、商品テストに係る技術協力、相談員の研修などを通じ、地方消費生活センターに対し情報提供を行う。</p> <p>③ 行政機関等との情報交流 消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。</p> <p>④ 関係機関等との情報交換等を行い、連携を図る。</p> <p>(6) 研修</p> <p>① 研修 地方消費生活センターの相談処理能力等を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置き、その充実を図る。 研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施する。</p> <p>② 消費生活専門相談員資格認定制度 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 消費生活専門相談員資格認定試験の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、地方都市においても実施する。</p> <p>③ 市場化テストの実施 企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札を実施する。</p>	<p>① 地方消費生活センターへの情報提供 P I O - N E T の運営、苦情相談に係る緊急情報の提供、商品テストに係る技術協力、相談員の研修などを通じ、地方消費生活センターに対し情報提供を行う。</p> <p>② 行政機関等との情報交流 消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。</p> <p>③ 関係機関等との情報交換等を行い、連携を図る。</p> <p>(6) 研修</p> <p>① 研修 地方消費生活センターの相談処理能力等を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置き、その充実を図る。 研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施する。</p> <p>② 消費生活専門相談員資格認定制度 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 消費生活専門相談員資格認定試験の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、地方都市においても実施する。</p> <p>③ 市場化テストの実施 企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札を実施する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(7) 商品テスト</p> <p>① 商品テストの実施 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。<u>また、消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。</u></p> <p>② 商品テストの実施機関情報の収集・提供 中核的機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たす。</p> <p>(8) <u>中核機関としての役割の強化</u> <u>消費者庁が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。</u></p> <p>(9) <u>地方公共団体に対する支援</u> <u>都道府県及び市町村に対し、教育・研修の機会の拡充等を始め、支援を強化する。</u></p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(7) 商品テスト</p> <p>① 商品テストの実施 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う<u>とともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。</u></p> <p>② 商品テストの実施機関情報の収集・提供 中核的機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、提供する役割を積極的に果たす。</p> <p>(8) 関係省庁、関係機関との連携 内閣府が中心・中核となって、<u>センターが行う業務全般に関して、関係省庁、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、十分に協議した結果を踏まえ、適切に対応する。</u></p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p> <p>5. 中期目標の見直し 消費者行政推進会議及び国民生活審議会での検討結果等を踏まえて所要の検討を行い、本中期目標を見直すこととする。</p>